## １．保険料調整制度について

保険料調整制度とは、令和８年１０月から始まる制度で、短時間労働者（標準報酬月額１２．６万円以下）の社会保険料負担を通算３年間軽減するため、事業主が一時的に保険料の一部を追加負担する仕組みです。最終的に事業主の負担は増えることはありません。

### ≪制度の概要≫

- 社会保険（健康保険・厚生年金）に新たに加入する短時間労働者の負担を軽減する制度。
- 事業主が職員の保険料の一部を一時的に肩代わりし、職員の手取り減少を抑える。
- 追加負担した保険料は後から事業主に還付・控除されるため、最終負担は増えない。

### ≪対象となる事業所≫

①令和８年１０月１日以降に、任意特定適用事業所（注１）となることができる事業所。

注１…労使の合意により、パート・アルバイトの職員を社会保険の加入対象とする事業所。

②令和９年１０月１日以降、原則として社会保険の適用拡大により、短時間労働者が加入対象となる事業所（職員数に応じて段階的に適用）。

### ≪対象となる職員≫

以下の３つの要件をすべて満たす短時間労働者

- 週２０時間以上（フルタイムの 3/4 未満）。
- 月収１３万円未満（標準報酬月額１２．６万円以下）。
- 学生ではない。

### ≪保険料軽減の仕組み≫

- 軽減期間は、制度利用開始から通算３年間。３年目は、軽減期間１・２年目の半分。
- 保険料減額は標準報酬月額に係る一般保険料。標準賞与額に係る健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は、保険料調整制度の対象外。

### ≪負担割合（例）≫

標準報酬月額に応じて職員と事業主の負担割合が変動（当健保の場合）

- 例：標準報酬月額８８，０００円
- 一般保険料率　110‰（負担割合⇒職員:37.5%、事業主：62.5%）
- 国が定める負担割合　１～２年目：職員２５％：事業主７５％

計算すると…

88,000 円×110/1000×（75/100－62.5/100）＝1,210 円　　…　ⓐ

ⓐ…1,210 円が被保険者負担から軽減され、事業主負担となる。

≪制度利用の手続き≫

- 「保険料調整（開始／停止解除）申出書」…
  ①保険料調整制度の開始を申し出る場合に健保組合に提出する。
  ※事業主や被保険者の任意で利用を止めることはできない。
  ②申出期限内において保険料調整額が０円（対象被保険者が０人）になった場合に調整が自動停止される。その後、保険料調整制度の停止解除（再開）を申し出る場合に健保組合に提出する。
- 「保険料調整額変更事由該当届」…
  ①保険料調整対象が、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失した（同日得喪した）場合に健保組合に提出する。
  ②保険料調整額の変更が生じうる届出について、当該届出を要する事由が発生した日から８０日間を経過した後に当該届出を行うことで、保険料調整額に変更が生じる場合に健保組合に提出する。

詳細については、厚生労働省ＨＰ「適用拡大特設サイト」を参照してください。